

## 重要文化財建造物等買上費国庫補助要項

昭和54年5月1日  
文化庁長官裁定  
平成元年5月29日  
平成2年6月8日  
平成3年5月9日  
平成20年4月1日  
令和8年4月10日  
改 正

### 1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第46条の2第1項の規定に基づき、重要文化財である建造物及びその敷地（以下「建造物等」という。）の保存のため特別の事情による買上げに要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

### 3. 補助対象経費

補助対象となる事業は、原則として次の事項の各号に掲げる条件を満たした建造物等を買上げる事業とする。

#### (1) 建造物を買上げる場合

- ア 地方公共団体が所有者による当該建造物の維持管理について、著しく困難もしくは不相当と認める場合
- イ 所有者が地方公共団体に対し、当該建造物を寄附する意思がない場合
- ウ 当該建造物の指定を解除することが不相当と認められる場合

#### (2) 現地保存のため敷地を買上げる場合

- ア 当該建造物と一体をなして、その価値を形成している土地である場合
- イ 建造物が既に公有化され、又は敷地買上げと同時に公有化されることが確実な場合
- ウ 所有者が地方公共団体に対し、当該敷地を寄附又は貸与する意思がない場合

#### (3) 移築して保存するため敷地を買上げる場合

- ア 当該建造物の桁行及び梁行方向に平行に軒先から水平距離で20メートルの線で囲む範囲内の土地とし、地方公共団体の所有又は管理に属する土地が確保できない場合
- イ 建造物が既に公有化され、又は敷地買上げと同時に公有化されることとなる場合
- ウ 建造物の敷地所有者が、地方公共団体に対し、当該敷地を寄附・貸与、又は売却する意思がない場合
- エ 建造物の保存管理上現地保存が著しく困難若しくは不相当と認められる場合
- オ 当該土地への移築によって、現地保存よりも建造物の保存、活用の効果が期待できる場合

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 建造物購入経費
- (2) 土地購入経費
- (3) 物件移転等補償経費（特に必要があると認める場合に限る。）
- (4) 事務経費

### 5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
重要文化財建造物等買上事業	建造物購入経費 土地購入経費 物件移転補償経費	重要文化財建造物等購入費	公有財産購入費  補 償 金	土地購入費 建物購入費 工作物購入費 ○○購入費	
	事務経費	事務費	旅 費 需 用 費  委 託 費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 ○ ○ 費 不動産鑑定料	連絡旅費、買上交渉旅費  食糧費は対象にしない